

軌道にのった会社分割制度

2003年度上半期で「会社分割制度」の利用企業数は302社。このうち、上場企業は47社、資本金5,000万円未満の中小企業で4割を占めています。(2003年12月8日 週刊 経営財務 No.2651号)

< 会社分割とは >

会社の営業の全部または一部が他の会社に承継されることを、会社分割とよんでいます。

従来は、現物出資・財産引受・事後設立などの手段でしか会社分割ができず、対価の資金捻出・検査役の調査などの点に障害がありました。

2001年4月施行の商法改正で、会社分割の制度が新設され、従来の障害がとり払われ、スピーディかつローコストな会社分割が可能になりました。

< 会社分割の種類 >

会社分割はつぎのとおり、分割する目的別・手段別に種類があり、その組合せは自由です。

分割承継法人の種類による区分		
種類	分割承継法人	適用例・効果例
新設分割	新設会社	部門別・地域別に分社化する場合などに適用。 経営の効率化・地域別の事業展開などが可能になる。
吸収分割	既存会社	同グループ内重複事業を1社に統合する場合などに適用。 グループ内の組織編成の効率化などが可能になる。
分割承継法人の株式の割当先による区分		
種類	分割承継会社の株式の割当先	適用例・効果例
分社型分割	分割法人	資産・債務移転を効率的に行う場合などに適用
分割型分割	分割法人の株主	持株会社の傘下の子会社の再編などに適用

会社分割の資産・負債の引継額の税務上の取り扱い			
会社分割が、税務上の「適格」か「非適格」で取り扱いが異なります。			
種類	「適格」「非適格」の定義	引継額	分割時の譲渡損益
適格会社分割	「分割承継法人の株式のみを交付する分割」で、かつ「100%親子間・同資本グループ内・共同事業実施」のいずれかの分割のうち一定の要件をクリアした会社分割	簿価	発生しない
非適格会社分割	適格分割以外の分割	時価	発生する

お見逃しなく！

- 「非適格」会社分割で、分割資産に含みがあるときは、税務上の検討が必要です。
- 新設分割では、分割承継法人で、「引継ぐ資産 - 負債 = 純資産」の額が資本金の最高限度額となるため、最低資本金である株式会社1,000万円・有限会社300万円以上の純資産額が必要です。